

「せのがわおひさま共同発電所」に関するリスクの説明

太陽光発電事業はリスクの少ない事業ですが、発電量により元本返済や金利返済が変動する場合があります。

また、太陽光発電事業にも一般的には以下のようなリスクがあり、本事業では以下に記載する対策を講じますが、やむをえぬ事情による設置施設の閉鎖、自然災害による復旧不可能な設備の故障などにより事業の継続ができなくなる場合があります。この場合は「建設協力金約款」に基づき、建設協力者は建設協力金の払戻しに関わる一切の権利を放棄するものとします。

項目	変動事象等	対応策
1.技術・機器性能リスク	適正に設備が稼働しないと期待する発電量に満たない場合が生じる。	出力保証付きのパネルメーカーを採用する。 パネル以外のパワーコンディショナー等の機器についてもメーカーによる保証(1年間等)があるものを採用する。 事業計画には、あらかじめ経年劣化による発電システムの性能低下を見込んだ計画とする。
2.操業リスク	適正に設備の保守管理がなされないと期待する発電量に満たない場合が生じる。	工事請負業者にメンテナンスを依頼する。 また、メンテナンス計画を策定させ、その履行を確認する。
3.日射量リスク	日射量の低下により、期待する発電量に満たない場合が生じる。	実績ある工事請負会社による発電量数値を基に経年劣化率を反映した数値で試算する。
4.完工リスク	期日に設備が完工しない又はコストアップする等により、事業開始が遅れ又は資金不足による事業断念等の場合が生じる。	実績ある工事業者を選定する。
5.不可抗力リスク	自然災害及び事故(火災等)による発電システムの損傷により、期待する発電量に満たない場合が生じる。	動産総合保険及び発電休止による営業逸失利益に対して企業費用利益保険を付保。 また事業期間中の第三者に対する法令上の賠償責任に対しても保険を付保。
6.場所リスク	事業場所にかかわる借地契約又は建物賃貸借契約の終了等による事業用場所の利用中止により、事業断念等の場合が生じる。	土地所有者である木村昇氏と太陽光発電設備が送電を開始したときから20年間の土地賃貸借契約書を結んでいる。
7.許認可リスク	必要な認定、電力会社との契約等ができない。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく設備認定及び中国電力との特定供給契約の締結後に融資することとする。